

一般財団法人徳島県教職員互助組合理事長 殿

学校名（団体名）  
役職・代表者名  
所在地  
連絡先電話番号  
担当者名

印

令和 年度 （支援・助成）事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け徳教互第 号で助成金の交付決定のあった事業について、次のとおり計画を変更したいので承認してくださるよう申請します。

- 1 助成対象事業内容
- 2 助成金の交付決定額
- 3 変更後の助成交付希望額
- 4 添付書類
  - (1) 実施計画の変更内訳書
  - (2) 収支予算の変更内訳書
  - (3) その他参考資料
- 5 変更の理由（詳しく記載してください。）

## 【補足】

- ①当初の申請内容が大きく変更になった場合は、変更承認申請が必要です。  
(※ただし、当初申請していた事業目的の内容とかけ離れた事業への変更は認められません。)
- ②大きな事業内容の変更については、審査会の承認を受ける必要があります。  
変更承認申請書を提出する場合は、変更する事業実施の1ヶ月前までに書類を提出してください。
- ③収支予算の変更についても金額や割合によっては、変更承認申請書の提出が必要になります。
- イ. 当初申請していた項目内の予算流用については、流用額の合計が助成金総額の30%未満であれば、変更承認申請書の提出は不用です。  
なお、30%以上の流用については、変更承認申請書を提出してください。
- ロ. 当初に予定していなかった新規の項目への予算流用については、徳島県教職員互助組合まで事前にお問い合わせください。
- ④事業内容は変わらず、年度内の日程及び場所変更のみであれば、変更承認申請は不要です。
- ⑤講演会や演奏会などで、講師の都合がつかず、当初予定していた講師と別の講師になる場合については、大まかな事業内容が変わらなければ変更承認申請は不用です。
- ⑥事業内容の軽微な変更にかかる変更承認申請書提出の必要の有無については、徳島県教職員互助組合までお問い合わせください。